

熊本市中央区まちづくり懇話会について

【設置目的】

区民の参画によって、中央区まちづくりビジョンに基づく区の特性を生かしたまちづくりに関する事項について協議を行い、区民と区役所の協働により、暮らしやすいまちづくりを推進する。

【懇話会の役割】

中央区のまちづくりについて経験や知識を有する区民が、区の特性を生かしたまちづくりの推進に関して区民等から提案された事項を選定、協議し、その結果を区長に報告する。

【設置規定】

要綱で設置する。

「審議会等の設置等に関する指針」に定める『懇談会等』に位置づける。

【委員】

委員数 20人以内

委員 委員は、区長が選任し、市長が委嘱する。

学識経験者、地域（校区連絡会）、各分野選出（伝統・歴史、文化・芸術、IT・まちの魅力づくり、商店街振興、防災、防犯・青少年育成、高齢者福祉、地域福祉、子育て支援、報道）、公募委員等

報酬 非常勤特別職の位置づけとなり、会議出席に対し、報酬を支給する。

【開催】

会議の開催回数 年4回程度

【作業部会】

- ・協議すべき事項に関する具体的な検討を行うため必要に応じ、作業部会を設置し、検討の経過及び結果を懇話会に報告する。
- ・部会長は、会長が指名し、構成員は会長と部会長が協議し決定する。

【設置スケジュール（予定）】

